

商標登録文書の保存範囲及び商標登録ファイルの保管期間表

類別	業務区分	保存範囲	保管期間
一、登録出願及び 後続	商標登録、変更、譲渡、更新、 更正、削除、抹消、放棄、合併	商標登録出願書、商標の変更、譲渡、更新、更正、削除、抹消、放棄、合併申請書 及び主な証明文書、通知書、決定書	永久
	国際登録の国内出願への転換及 び国内登録の国際登録による代 替	国際登録から国内出願への転換及び国内登録の国際登録による代替申請書及び主 な証明文書、通知書、決定書	永久
二、商標登録異議 申立	商標異議	商標異議申立書及び主な証明文書、通知書、決定書	永久
		商標異議申立事件の証拠資料	5年
三、商標取消	登録商標の取消	3年連続不使用の登録商標の取消、商品／サービス一般名となった登録商標の取消 請求書及び主な証明文書、通知書、決定書、登録事項を無断変更した登録商標取消 決定書等の資料	永久
		3年連続不使用の登録商標の取消、商品／サービス一般名となった登録商標の取消 事件の証拠資料	5年
四、商標不服審判	商標登録出願の拒絶査定不服審判、登録不許可不服審判、異議 裁定不服審判、登録商標取消不 服審判、登録商標無効宣告不服 審判	商標登録出願の拒絶査定不服審判、登録不許可不服審判、異議裁定不服審判、登録 商標取消不服審判、登録商標無効宣告不服審判請求書及び主な証明文書、通知書、 決定書	永久
		商標登録出願の拒絶査定不服審判事件の証拠資料	5年
		登録不許可不服審判、異議裁定不服審判、登録商標取消不服審判、登録商標無効宣 告不服審判の証拠資料	10年

五、商標無効	登録商標無効宣告	登録商標無効宣告請求書及び主な証明文書、通知書、決定書、裁定書	永久
		登録商標無効宣告の証拠資料	10年
六、その他		登録商標争議処理請求書及び主な証明文書、通知書、決定書、裁定書	永久
		商標公告	永久
		商標登録簿	永久
		商標情報及び手続更正リスト	永久
		出願書類の却下	5年
		登録商標争議処理の証拠資料	10年
		商標専用権質権設定登記、人民法院による登録商標差押の資料、商標使用許諾届出資料	10年

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。